

令和 6 年第 3 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年 3 月 28 日（水）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 3 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 3 月 28 日、第 3 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

2	草 薙	初 夫	9	鈴 野	伸 吾
3	若 菜	成 之	10	吉 川	浩 正
4	曾 根	将 彦	11	市 川	芳 明
7	吉 川	充	12	山 村	優 子
8	小 泉	聡			

会議を欠席した委員

1	森 川	保	5	池 上	元 徳
6	吉 川	稔 恒			

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | | | | | |
|---|------|---|---|---|---|-----|
| 1 | 次 | 長 | 曾 | 根 | 和 | 士 |
| 2 | 庶務係長 | | 河 | 野 | | 誠 |
| 3 | 主事補 | | 東 | 田 | | 佑太郎 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第5号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第6号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第6号 非農地証明の発行について
- 6 議案第7号 新規就農申請について
- 7 議案第8号 新規就農申請について
- 8 議案第9号 新規就農申請について
- 9 議案第10号 農用地利用集積計画について
- 10 議案第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は 9 人で、定足数に達しております。

これより令和 6 年第 3 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1 番森川保委員、5 番池上元徳委員、6 番吉川稔恒委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4 番曾根将彦委員、7 番吉川充委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。

まず、会務報告です。今回は、令和 6 年 2 月28日（水）から令和 6 年 3 月27日（水）までの報告になります。

先月、2 月28日（水）なのですが、令和 6 年第 2 回定例総会を全員協議会室で行っております。定例総会では、農地法第 4 条、1 件、2 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、2 件、14 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案としましては、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について、1 件、1 筆、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、2 件、10 筆の以上 2 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

3 月 7 日（木）に県農業委員会職員事務研究会役員会を横浜市内で行っています。事務局長が出席しております。

3 月21日（木）には農振部会と農地部会を行っております。

農振部会では、新規就農を予定している 3 名の面接と、農振部会では、今日の議案になっている農地の事前協議を行っています。

諸証明については、この間の発行件数は合計 5 件となっております。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。

た。

以上です。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年3月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けて、日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年3月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が6筆、地積合計1,748.3㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が1筆、地積10㎡。畑が3筆、地積714.58㎡。合計としまして、田が1筆、地積10㎡、畑が9筆、地積合計2,462.88㎡、届出件数、合計5件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第6号、非農地証明の発行についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第6号、非農地証明の発行について。

農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との整合性を図るため、非農地証明の承認を求めます。

令和6年3月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料3ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市栗原[]、[]さんです。

土地の表示は、番号1、栗原字小池谷[]、地目、畑、地積、533㎡です。

この非農地証明につきましては、登記簿上の地目が農地でありながらその現状が農地以外の土地になっているもので、農地に復元することが著しく困難であり、一定の条件を満たしている場合、その土地に対して、非農地証明を発行できることとなっております。

農地法第2条に定める農地には該当しないと認められる土地の取扱いについて、優良農地を確保し、良好な農業環境を保持しようとするという農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との相互の運用の整合性を確保する趣旨によるものでございます。

案内図につきましては、資料4ページでございます。

北向庚申堂交差点の北側に位置する土地、1筆でございます。

当該地は、平成8年に[]、現在の[]と賃貸借契約を締結し、資材置場として現在まで30年近く使用されております。

耕作をせず畑でなくなったことの確認につきましては、申請書に添付された土地の賃貸借契約書の写しや航空写真で確認することができます。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第6号、非農地証明の発行について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 ご説明申し上げます。非農地証明、何件か出ている中の一つなのですが、判断がすごく私にとっては難しく思いました。図面を見てもらえば分かるのですが、道路の左

側の長細いところです。この [] というのが鉄塔です。要は、ここは竹林の法面だったところです。法面に土を埋めたのです。かなりの量の土が埋まっているはずで、それが何年前に埋めたのも分からない、5年や10年ではないはずなのです。

今になってこれが出てきて、要は、その泥を取れという指示を出しても取り切れるわけがないので、言い方は少しおかしいのですけれども、何年前に埋めたかは分からないということです、承認せざるを得ないのかというのが私の考え方です。

以上です。

議 長 議案第6号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草 薙 委 員 私の住まいの同じ地域自治会内の場所なのですから、以前、私が平成18年に自治会役員をやっていた当時から現在のような現状になっています。ですから、時間的には、本件申請には問題ないのかと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第6号、非農地証明の発行について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第7号、新規就農申請について及び日程第7、議案第8号、新規就農申請について、日程第8、議案第9号、新規就農申請について、以上の3議案は関連がありますので一括議題といたします。

なお、採決については個別に行いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第7号、日程第7、議案第8号及び日程第8、議案第9号の新規就農申請について、続けて説明させていただきます。

座間市新規就農者の認定に関する要綱第4条の申請に基づき、同要綱第5条により

新規就農者として認定したいので議決を求めます。

令和6年3月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料5ページをご覧ください。

申請人は、横浜市戸塚区上矢部町■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。

■■■■■さんは、現在54歳で、県が農業の担い手の確保をするため実施しているかながわホームファーマーの体験研修を令和4年度に座間市で受講し、耕作を体験しながら農業の基本的な知識や技術を学びました。その後もフォームファーマーとして現在、300㎡の区画で野菜の栽培を行っております。

また、令和5年12月には、県のかながわ農業サポーターの認定を受け、本格的な耕作を目指し、研修の地である座間市で農業参入を希望して申請されました。

就農時における3年後の目標としては、営農希望は1,000㎡で、落花生、タマネギ、サツマイモを作付し、年間所得目標は50万円です。

また、農業機械は、管理機等を所有しており、今後、軽トラックを購入し、農業機械の準備を進めます。

そのほか、地域の共同作業への積極的な参加を行い、地元農家との良好な関係を構築したいとのことです。

続きまして、資料6ページをご覧ください。

申請者は、横須賀市秋谷■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。

■■■■■さんは、現在63歳で、先ほどの■■■■■さんと同じく令和4年度にかながわホームファーマーの体験研修を座間市で受講、その後、ホームファーマーとして現在250㎡の区画で野菜の栽培を行っております。

また、令和5年12月には、県のかながわ農業サポーターの認定を受け、研修の地である座間市で農業参入を希望して申請されました。

就農時における3年後の目標としては、営農希望は3,000㎡で、ナス、スイカ、ブロッコリー、カリフラワー、レタスを作付し、年間所得目標は100万円です。

また、農業機械は、耕耘機、軽トラックを購入し、農業機械の準備を進めます。

そのほか、地域の共同作業への積極的な参加を行い、地域農家と良好な関係を構築したいとのことです。

続きまして、資料7ページをご覧ください。

申請者は、座間市相武台■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。

■■■■■さんは、現在30歳で、令和5年1月から藤沢市の株式会社えと菜園で、農家資格を得るため研修を受け、約4,000㎡の圃場管理を担当しながら、有機栽培に関わる必要な知識として栽培技術や病虫害防除、農業機械を使用した雑草管理のほか、経営を軌道に乗せるための事業戦略について学びました。

就農時における農業経営としては、ニンジン、ネギ、ジャガイモ等の理事野菜を年間15品目程度、栽培期間中は農薬、化学肥料不使用で生産します。

3年後の目標としては、営農希望は5,000㎡で、年間所得目標は200万円です。

また、農業機械は、ハンマーナイフモアや管理機等を購入し、農業機械の準備を進め、規模拡大に応じてトラクターを購入する予定です。

内容については以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第7号から議案第9号までの提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

吉川充農振部会長より協議概要の報告を求めます。

吉川農振部会長 3月21日の農振部会にて面接を行い、また、その中で認定について部会で協議いたしました。

まず、■■■■■さんですが、居住が横浜市戸塚区ということで、少し遠いのではないかという話もありました。ですが、圃場まで大体車で30分から40分程とおっしゃってありました。

それから、就農のエリアということで、候補地は座間以外の伊勢原や大磯、愛川など何地区かあったということなのですけれども、座間市が一番近かったということと、それから、現在、研修を行っておりますが、同僚等とのコミュニティがあり、そういったところで切磋琢磨できているということから座間市を選んだということです。

部会員より、販売する野菜の品質面とか、経営に関する意見や質問等、多数ありましたが、農業への熱意が大変伝わりました。

また、フォームファーマーでの研修時、講師が若菜部会長ということで、部会長へどういった方なのでしょうかというお話を伺ったのですけれども、大変、真面目な方で、立派な野菜を現在、作られているということです。

以上のことから、部会では、■■■■■さんを承認することで一致いたしました。

続きまして、 さん。この方も現在、横須賀市に在住ということで、座間市からすると大変遠いのではないかという意見もありましたが、実際のところ1時間、2時間で圃場まで来られるというお話も聞いていますし、今後、農協に属し、販路は、直売出荷していくということのお話も伺いまして、そのような中で農振部会では、販売品質や経営面について、やはり厳しい意見や質問もありましたが、終始、農業に対する熱意と意気込みを感じることができました。

今後、軌道に乗るまでは見守っていくことは必要であるとは思いますが、農振部会では承認することで一致いたしております。

続きまして、 さんですが、農業法人で研修での栽培、管理方法や技術、経営面の勉強をしたということで、ある程度、農業経営に自信を持っていると思います。現状、配偶者である奥様がいらっしゃるのですけれども、会社勤めということで、機能に乗るまでは、生活していくことについては心配ないということもおっしゃっております。ある程度軌道に乗るまでは、万が一のときは貯金の切り崩しも可能であるということもおっしゃっておりました。

30歳という若さもあり、今後に大変期待する意見もございまして、あとは、栽培方法について、無農薬、有機農法で差別化を図って販売をしていくということでしたが、座間市における有機農業の関係、農振部会では部会員より、現状の認識や経営力に対する疑問も多数投げかけられましたが、農業で頑張っていくのだという強い意気込みを終始感じることができました。

以上、部会では承認で一致いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの農振部会長等の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

曾 根 委 員 ここに営農希望というのがあって、10アール、30アール、50アールとそれぞれ3人の方がいるのですけれども、これは、目標の規模なのか、それとも現在、こういうことで行っているのかを聞きたいのですけれども。

事 務 局 お答えさせていただきます。

営農希望に関しては、基本的には目標です。ただ、 さんに関しては、目標は、まだ大きくしたいご意向というのはあるのですけれども、現実的なところで最初は10アールから始めたいということで10アールと書いてもらっています。

そのほかの■■■さんと■■■さんに関しては、最終的な営農希望面積、やりたい面積を書いていただいています。

以上です。

曾根委員 では、今後、座間市内で借りられるような土地を探すというか、あれば借りたいという状況なのですね。

事務局 そうです。実際にやってみてというところから入ると思うのですが、実際に耕作をしていただいて、問題がなければ、その後、賃借などで農地の取得等をしていっていただくようにする予定でございます。

曾根委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

まず、議案第7号、新規就農申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第8号、新規就農申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第9号、新規就農申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第10号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第10号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和6年3月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料 8 ページをご覧ください。

こちらの農用地利用集積計画は、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うもので、農地の流動化、集約を図り、農作業の効率化等を促進する事業です。

対象農地は、通番 1 から通番 6 前の畑、合計 6 筆で、全て新規となります。

貸手の氏名、住所、所在地、現況地目、地積、利用権の種類、借人の氏名、住所、始期、終期、期間につきましては、資料のとおりとなります。

続いて、資料 9 ページをご覧ください。

こちらは農用地の利用集積計画は、農地中間管理事業を利用した貸し借りです。

対象農地は通番 7 から通番 12 までの田で、合計 6 筆で、こちらにつきましても全て新規です。

貸手、所在地、借人等につきましては、資料のとおりとなります。

案内図につきましては、資料 10 ページから 13 ページをご覧ください。

まず 10 ページ、通番 1 から通番 3 ですが、こちらは、ひまわりまつり四ツ谷会場周辺の畑です。

続いて、11 ページの通番 4 及び通番 6 は、県立座間総合高校の東側の畑。

12 ページの通番 5 は、近代座間乗馬クラブの北側の畑です。

続いて、13 ページをご覧ください。

13 ページですが、左側の案内図内の通番の表記に誤りがございまして、申し訳ございませんが、先に資料の修正をお願いいたします。

通番⑮と表記しているところを⑪へ、通番⑯と表記してしまっているところを⑫へ修正をお願いいたします。

説明に戻りまして、通番 7 から通番 12 は、座間市立西中学校周辺の田となります。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものとなります。

借人の■■■■さんと■■■■さん及び■■■■さんは、先ほど新規就農の認定をいただいた方ですので、説明は省略いたします。

次に、■■■■さんですが、認定農業者で、市内で約 1 町歩を耕作しており、トラ

クターなどの一通りの農業機械を所有し、農業経営をされております。

最後に、[]さんと[]さんですが、認定農業者であり、市内で大規模に
水稻や露地野菜を作付し、農業経営をされている方でございます。

今回の農用地利用集積計画では、貸手が8人、借人が6人、筆数が12筆、面積合計
8,261㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、議案第10号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明が
ございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませ
んか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第10号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手
を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手多数。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを
議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第10、議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年3月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の14ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市栗原中央[]にお住まいの、[]さ
ん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年2月25日から令和6年3月28日。

特例適用農地は、番号1、東原1丁目[]、地目、畑、地積、903.6㎡です。

[]さんは、平成14年にこの農地を父から相続していて、今回で7回目の申請とな
ります。

場所につきましては、案内図15ページをご覧ください。

スーパービバホーム座間店の西側に位置する畑、1筆です。

所有する農機具は、耕耘機等で、露地野菜等を作付し、耕作をしております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

　　若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長　ご報告申し上げます。この土地なのですが、周りが全て住宅ということで、農業をすることには適していないような、周りに迷惑をかけてしまうような土地です。そういうこともあってだと思のですが、果樹も少しは植わっていました。長ネギなどもきちんと作っていられて、全ての農作物が植わっているということではないのですが、近所の方に迷惑がかからないような農業をやってられるという形でした。

　　柿の木が五、六本植わっていたのですけれども、剪定がされていなかったのも、柿の木も農業経営の一部ですから、柿の木の剪定をしていただくということを前提に、承認してもいいのかと思います。

　　以上です。

議長 　　議案第11号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

　　地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員　　今、若菜部会長がおっしゃるとおりなのですが、ブルーベリー等も植わってまして、鳥の被害に遭わないようにネット等をかけてありました。

　　それから、マルチ等も敷いてあったのですけれども、これから植付をするのかよく分からないのですが、マルチ等も二、三本、敷いてありました。住宅地の中で非常に農業はやりづらいところかもしれませんが、現状、農地として認めてもいいのかと思いました。

　　以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

　　議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告

は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、議案審議は全て終了しました。
委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局から何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で、令和6年第3回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時05分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

4 番 _____

7 番 _____